

令和7年度（一財）埼玉陸上競技協会 小学生登録に関する手続き方法（訂正）

1. 登録について

- (1) 小学生の登録は5名以上の構成員で、団体登録してください。
- (2) 5名未満の場合は個人登録扱いとして本会に登録することができます。
但し、個人登録（個人参加）の場合「彩の国小学生陸上クラブ交流大会」には出場できませんのでご了承下さい。
- (3) “日清食品カップ”全国小学生陸上競技交流大会の埼玉県大会参加者希望は日本陸上競技連盟への登録が必要になります。
- (4) 学年、出場する大会に登録が異なりますので3.の登録方法に従って登録を行ってください。

2. 登録で必要な要件

- (1) 埼玉陸協が主催する競技会に出場する競技者は登録しなければ出場できません。
- (2) 登録は4年生以上とします。
- (3) 団体（個人）の代表者（連絡責任者等）は20歳以上とします。
- (4) 団体（個人）としての所在地（連絡先）は埼玉県内とします。

3. 登録方法について

- (1) 学年、出場する大会によって登録方法が異なります。以下に記載しますので各クラブ該当する小学生クラブ員に合わせて登録を行ってください
 - ① 5, 6年生で“日清食品カップ”埼玉小学生陸上競技交流大会（全国大会の埼玉県予選会）に出場する児童は「日本陸上競技連盟」への登録をして下さい
 - ・ 日本陸上競技連盟へ登録することで埼玉陸上競技協会への登録も完了します。登録は登録費の振込が終了した段階で登録となります。
 - ・ 登録費は日本陸上競技連盟と埼玉陸上競技協会へ合計金額となります。
 - ・ 日本陸上競技連盟：年額 500 円、埼玉陸上競技強化：年額 300 円
合計年額 800 円
 - ・ 日本陸上競技連盟への登録は、日本陸連登録システム（JAAF-START）から会員として申請してください。
 - ・ 登録費は JAAF-START からお支払いください。
 - ② 5, 6年生で“日清食品カップ”埼玉小学生陸上競技交流大会（全国大会の埼玉県予選会）に出場しない児童は「埼玉陸上競技協会」への登録をして下さい。
 - ③ 4年生は「埼玉陸上競技協会」への登録をして下さい。

4. 登録費

(1) 小学生登録料

- ① 5, 6年生 “日清食品カップ” 出場 日本陸連：年額 500 円、埼玉陸協：年額 300 円
合計：年額 800 円/人
登録費は JAAF-START からお支払いください。

② 5, 6 年生 “日清食品カップ” 出場しない 埼玉陸協：年額 300 円

③ 4 年生 埼玉陸橋：年額 300 円

5. 団体名称の使用

- (1) 団体登録したクラブは競技会に出場する際など競技者の所属チーム名として団体の名称を使用できる。団体登録は年度毎に登録者を一括して登録・更新するものとし、年度内に二つ以上の団体登録（二重登録※県外も含む）はできません。
- (2) 団体登録は登録者に追加または変更があった場合はその都度速やかに届け出なければなりません。
- (3) 登録証（会員証）は 6 月 1 日（日）「第 44 回彩の国小学生陸上クラブ交流大会」で配布します。なお、6 月 2 日以降の新規、または追加登録の場合は 6 月 22 日（日）「第 41 回『日清食品カップ』埼玉小学生陸上競技大会」で配付します。

6. 登録番号

- (1) 令和 4 年度より各大会で使用するアスリートビブスは各クラブ、個人で準備して頂いております。（別紙 1 参照）
- (2) 登録番号は上二桁がクラブ番号（別紙 2）として埼玉陸協で設定します。下三桁は男女別に 001～各クラブで設定してください（男：黒、女：赤）
- (3) クラブ番号は、令和 6 年度に登録のあったクラブについては別紙 2 のとおり番号を設定してあります。新規のクラブは令和 7 年度の登録申請を行っていただいた際に番号を設定して連絡いたします。個人登録のクラブ番号は 99 を設定してください。

7. 申込み方法

- (1) 令和 7 年度小学生登録申込書（書式はホームページに掲載する。）をダウンロードして必要事項を記入の上、下記メールして下さい。その際、登録者分の登録料の指定口座（下記）に振込み日を記載してください。振込クラブ名が分かるようにしてください。（個人の場合は、個人登録（氏名）を記載してください）
- (2) 登録期限 **5 月 5 日（月）**

※ 6 月 1 日（日）の第 44 回彩の国小学生陸上競技クラブ交流大会に参加されるクラブは必ず期限までに登録してください

記

登録料納入先 郵便振替口座 00100-4-695063

加入者名 一般財団法人 埼玉陸上競技協会

登録申請先 E-mail アドレス

fukyu@sairiku.net

8. その他

- (1) 年度内の所属クラブ変更は基本認めません。やむを得ず所属クラブを退会した場合は、埼玉陸協への個人登録又は所属クラブ変更を認めます。その場合、登録費は徴収しません。個人登録とする場合は、所属クラブ代表者の確認書を必ずご提出ください。

また、所属クラブ変更を行う場合は、変更前の所属クラブ代表者と変更後の所属クラブ代表者それぞれの確認書をご提出ください。

(2) 問合せ先 埼玉陸協事務局 電話 048-771-4248

(火曜～金曜 9:00～15:00)

埼玉陸協普及委員長 高橋 俊一 携帯 090-9010-2776 (20時以降)

以上